

# 1

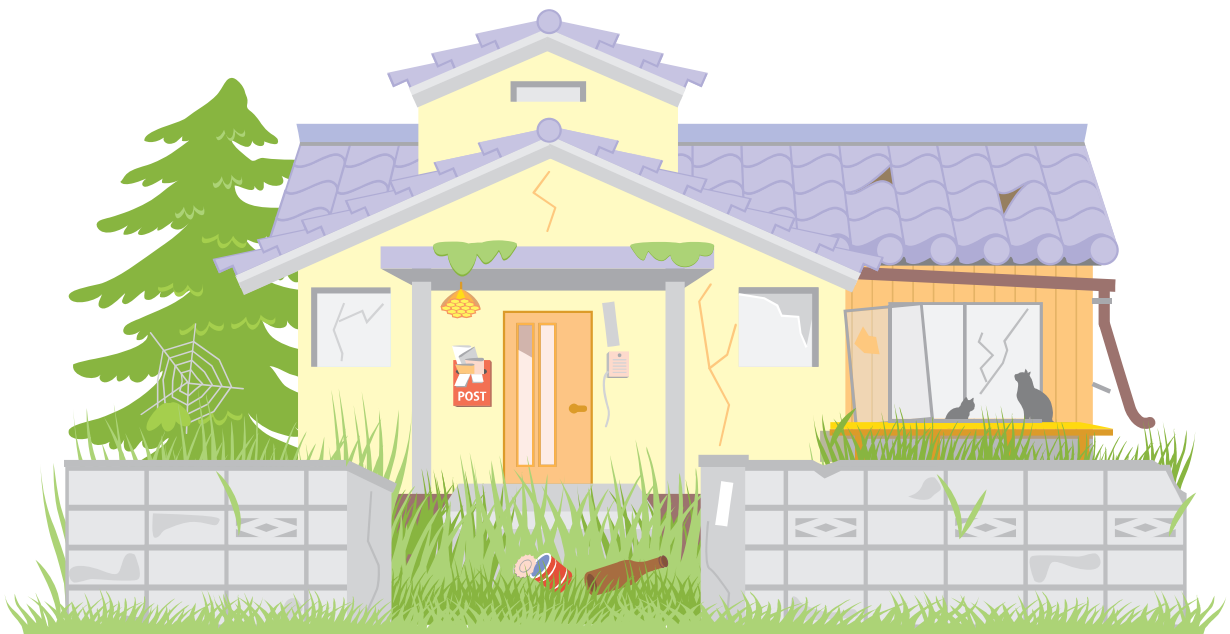
## これからの生活・お住まいについて考えてみ

### (1) 今のお住まいが空き家になる？

家族との同居や施設への入居、高齢者向け賃貸住宅への転居など、ライフステージの変化に伴い、これまでの生活を支えてきたお住まいにご自身が住まなくなることがあります。

そのときに、室内の家財整理ができていなかったり、お住まいの今後の取扱いを十分に考えられていなかったりすると、利活用や処分がなかなか進まず、使い方の定まっていない空き家となってしまいます。

大切なお住まいが空き家のまま放置される事態を防ぐためには、ご家族や信頼できる方などと住まいのこれからについて相談し、早めの準備を進めることが重要です。



## (2) 空き家のまま放置したときの負担や悪影響

### ■ 労力も費用も掛かる住まいの維持・管理



建物は人が住まない状態では劣化が早く進みます。このため、空き家の維持・管理には、固定資産税などの税金だけでなく、点検や修繕に対応するための労力や費用が掛かります。

今のお住まいについて、ご自身が住まなくなった後の取扱いを事前に決めておかないと、将来、病気などでご自身の判断力が低下してしまったときや、ご自身が亡くなられたときなどに、お住まいが空き家のままになってしまうおそれがあります。そしてその空き家の管理がご家族などへの負担となってしまいます。

### ■ 管理不全の空き家をもたらす悪影響

空き家となった後に、その管理が適切になされないと様々な問題が発生します。

管理が不全な空き家は、瓦や外壁などが落下して通行人にケガをさせてしまったり、庭木の越境、ゴミの不法投棄など周辺環境の悪化を引き起こしたりと、近隣の方に迷惑を掛けてしまうおそれもあります。

近隣の方などへの悪影響が大きい場合、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」に基づく自治体からの助言・指導の対象となることがあります。また、助言・指導後も空き家の状態に改善が見られない場合、勧告がなされ、固定資産税・都市計画税の特例の解除により税金の負担が増加することもあります。





### (3) 早めの家財整理を進めてみませんか

ご自身が住まなくなった後、お住まいをどのような形で利活用・処分するにしても、必要となるのが家財整理です。暮らしている時間に比例して増えていく家財を整理することは大変ですが、住まいのこれからに備えて早めに整理を行うことは、今の生活にも大いに役立ちます。日頃から家財整理を行うことで、ものを探している時間を減らしたり、床に置かれたものによる転倒の危険を防いだりすることができます。

また、家財は貴重品や家具・家電、衣類、食器など様々ですが、その中でも、思い出の品やご家族に残したいものなどがあるかと思います。そういったものがきちんと整理されていないと、いざというときにご自身以外の方が見つけ出すことは困難です。そのため、住まいのこれからに備えた家財整理はご自身が主体的に行う必要があります。

お子さんの家財がそのまま残されている場合には、お子さんと住まいの片付けについて相談してみましょう。お盆や年末年始などの帰省や親族などの冠婚葬祭の機会に、子ども部屋の整理や使用機会が減った家具・家電・衣類等の処分など手の付けやすいことから親子で取り組んでみてはいかがでしょうか。

年齢を重ねて体力や判断力が低下するほど家財整理には時間が掛かります。「まだ元気だから」と先送りせず、少しずつでも良いので、ご家族などとも相談しながら家財整理を進めていきましょう。

